

覚 書

件名：ビルトイン型浄水器について

第1条 ビルトイン浄水器設置及び使用による免責について

株式会社日本シンクマスターは、ビルトイン型浄水器の設置及び使用による水漏れ事故に対する損害賠償責任を負わないものとする。

第2条 ビルトイン浄水器設置及び使用による弁済・修理・保証について

水漏れ事故発生時にご契約者様加入の火災保険・家財保険又はそれに類する損害保険により弁済・修理・保証を行うものとし、株式会社日本シンクマスターに対する損害賠償責任は問わないものとする。

上記内容を証し、各1通を保管する。

年 月 日

氏名

印

住所

電話番号

株式会社日本シンクマスター

神奈川県伊勢原市高森 1339-27

代表取締役 公塚悦弘

印

ビルトイン型浄水器に関して

平素は弊社浄水器をご愛用頂き誠にありがとうございます。

大変重要な内容となっておりますので、最後まで必ずお読み頂きますようお願い申し上げます。

弊社のビルトイン型浄水器は国の耐圧・耐水基準に適合しております。

しかし、ビルトイン型浄水器はシンク下に設置している為、万が一の水漏れの際に気づきにくく、自室の床などの修繕費用や階下の住戸の壁紙や家電等の弁済リスクも懸念されます。

近年の高層マンション等における階下への水漏れ事故の場合、損害賠償額が高額になる事が想定されます。

つきましては、ビルトイン型の浄水器をお使いの方におかれましては、弊社では水漏れ事故による損害賠償責任を負わないものとさせていただきます。

別紙「ビルトイン型浄水器について」の覚書を締結させて頂けない場合は今後のご契約をお断りさせて頂く場合もございますので、ご理解ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

水漏れ事故への備えについて

ビルトイン型浄水器をご利用のお客様につきましては、火災保険の特約「日常生活賠償責任保険特約」への加入をご検討頂くようお願い致します。

既に火災保険にご加入中の場合でも水漏れ事故は特約扱いとなっているケースがあり、特約を付与していない場合は賠償を受けられないのでご加入の保険会社・保険証券等でご確認ください。

「日常生活賠償責任保険特約」は火災保険の他に自動車保険にも特約として付与出来ます。

火災保険・自動車保険に加入されていない方は「個人賠償責任保険」へのご加入をお勧め致します。

これらの保険は日常生活の様々なリスクに備える保険です。 ※保険料は年間 2,000 円程度です。

保険加入（確認・見直し）を！

- ・お風呂の水を出しっぱなしにして部屋が水浸し。テレビや除湿器が壊れてしまった。
- ・洗濯機の給水蛇口が壊れて噴水状態！お部屋が水浸しになってしまった。
- ・自身の住まい設備からの水漏れで階下の住戸に水漏れを起こしてしまい、天井や壁紙、家電を弁償しなくてはいけなくなった。
- ・飼い犬が他人を噛んでしまってケガをさせた
- ・買い物中にお店の商品をこわしてしまった。
- ・自転車で転倒し、駐車中の他人の自動車に傷をつけてしまった。
- ・庭で伐採した木が隣家に倒れて損害を与えてしまった。
- ・認知症の家族が線路に立ち入って電車を止めてしまった。

※保険についての具体的な問い合わせ先は保険会社までお願いします。

ご質問及びお問合せ先

株式会社日本シンクマスター
神奈川県伊勢原市高森 1339-27
代表取締役 公塚悦弘
0463-71-5181